

重要事項説明書

1 法人について

事業者名称	株式会社 かいな
代表者氏名	代表取締役 阿部康彦
本社所在地	兵庫県宝塚市山本野里1-2-19
連絡先	電話 0797-99-0008 FAX 0797-99-0009
法人設立年月日	2017年7月7日

2 事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション かいな
管理者氏名	矢野佳子
医療保険指定	兵庫県指定
事業所番号	1190417号
事業所所在地	兵庫県宝塚市口谷西3丁目63番3号金岡ハイツ201
連絡先	電話 0797-99-0008 FAX 0797-99-0009

(2)事業の目的及び運営の方針

目的及び 運営の方針	「住み慣れた家で自分らしく生きる」をサポート
---------------	------------------------

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝・休日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後17時30分

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日（祝・休日、12月29日～1月3日を除く）
サービス提供時間	午前8時30分～午後17時30分

(5)通常の事業の実施地域

実施地域	宝塚、伊丹、川西、西宮市
------	--------------

(6)事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者及び看護師	1 管理業務 2 訪問看護業務	常勤1名
看護師	1 訪問看護業務	常勤2名以上
作業・理学療法士	1 訪問リハビリテーション業務	常勤1名以上
事務員	1 事務業務 2 電話対応業務	常勤1名以上

3 提供する訪問看護サービス（以下、サービスという）の内容及び費用について

(1)提供するサービスの種類、内容について

サービス種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等の評価を行い、援助目標に応じたサービス内容を定め、計画書を作成し提供します。
サービスの提供	病状・障害の観察 医療機器・カテーテル等の管理 食事・排泄等日常生活の介助 リハビリテーション ターミナルケア 清拭・洗髪等による清潔の保持 床ずれ予防・処置その他創処置 服薬の確認・指導 療養生活・介護方法の指導 その他医療処置、主治医等との連携

(2)サービス提供にあたっての留意事項

職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- ⑥ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)サービスの利用料、利用者負担額（※別紙参照）について

利用料は健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等に規定する額を負担頂きます。

(4)料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、他費用は、利用翌月に請求し、27日に指定口座から引落されます。

※各種受給者証をお持ちの方は、減額の可能性がありますので必ずご提示ください。

4 訪問看護指示書について

サービス利用にあたり、主治医からの訪問看護指示書を交付頂く必要があります。

（医療機関に文書料をお支払いください）

5 緊急時の対応方法について

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

6 事故発生時の対応ならびに賠償について

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、関連機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、以下の保険※にて損害賠償を速やかに行います。

※あんしん総合保険補償制度（日本訪問看護財団 訪問看護事業者賠償責任保険）

7 災害発生時・感染症まん延時の対応について

災害及び感染症蔓延時は、その規模や被害状況により通常の実施を行えない可能性があります。

災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

8 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止責任者を選定しています。

虐待防止責任者	管理者
---------	-----

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4)職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を行い、研修を通じて、人権意識の向上や知識や技術の向上を図ります。

(5)職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、利用者等の権利擁護に取り組める環境を整備します。

(6)サービス提供中に、職員又は養護者（家族等、高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関連機関に通報します。

9 身体的拘束等について

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急、やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

10 秘密の保持について

職員は、サービス提供に伴い知り得た利用者、家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11 サービス提供の記録について

サービスの記録は、訪問中または後に専用電子端末によって行い、5年間保存されます。

12 ハラスメント対策について

職員に対して、暴言、暴力、性的ハラスメント等行為が発生した場合は、関係者間で協議し解決を図ります。解決が困難で、健全な信頼関係が構築できずサービスの効果が期待できないと判断した場合は、関連機関に相談の上、サービス中止または契約解除となります。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

サービスに係る利用者及び家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

管理者 矢野佳子	宝塚市口谷西3- 63-3 金岡ハイツ201
代表取締役 阿部康彦	電話番号 0797-99-0008
兵庫県国民健康保険	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801
団体連合会	電話番号 078-332-5617

14 キャンセル料、その他の保険外サービスの費用について

(1) サービスキャンセルの場合は前日17:30までにご連絡ください。

通院などやむを得ない場合を除き、キャンセル料3,000円をご負担頂きます。

(2) オプション(自費) サービスを希望される場合は、別紙同意書を交わした上で5,000円/30分の費用をご負担頂きます。

(3) エンゼルケア費用は20,000円ご負担頂きます。

15 その他

利用者・家族との信頼関係のもと、安全安心な環境で質の高いサービスを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

(1) 大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる、リードにつなぐ等の配慮をお願い致します。

(2) 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は、一言お伝えください。またそれらの画像、動画を SNS に投稿することは一切お断わり致します。

(3) 制度・報酬改定に関しては、必要に応じ文書にて通知いたします。

訪問看護料金表(医療保険)

* 各受給者証をお持ちの方は公費負担あり

訪問看護基本療養費 (I) (精神訪問看護基本療養費 I)

	10割	1割負担
週 3 日まで (看護師・理学療法士)	5,550	555
週 4 日目以降(看護師)	6,550	655
週 4 日目以降(理学療法士)	5,550	555

訪問看護基本療養費 (II) (精神訪問看護基本療養費 III)

* 同一日同一建物への訪問看護は、3人目以上の場合 1人目から算定されます。

週 3 日まで(看護師・理学療法士)	同一日 2 人	5,550	555
	同 3 人以上	2,780	278
週 4 日目以降 (看護師)	同一日 2 人	6,550	655
	同 3 人以上	3,280	328
週 4 日目以降 (理学療法士)	同一日 2 人	5,550	555
	同 3 人以上	2,780	278

訪問看護基本療養費 (III) (精神訪問看護基本療養費 IV)

* 在宅療養に備え、一時的に外泊している方に対し、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき入院中 1 回 (厚生労働大臣が定める疾病等は 2 回) に限り算定されます。

1回	8,500	850
----	-------	-----

訪問看護管理療養費

* 機能強化加算 3 に該当する事業所として算定されます。

月の初日	9,030	903
月の 2 回目以降	3,010	301

訪問看護ベースアップ評価料

* 定められた職員等の賃金の改善を図る体制に該当する事業所として算定します。

月に1回限り	1,830	183
--------	-------	-----

訪問看護物価対応料

1日につき	月の初日	60	6
	月の2日目以降	20	2

24 時間対応体制加算

* 複数のステーションを利用されている場合は、1月1つのステーションのみ、算定します。

月に1回限り	6,800	680
--------	-------	-----

特別管理加算

特別管理加算（重症度の高いもの） 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅機関切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態	5,000	500
特別管理加算 上記以外の定められた医療的管理(在宅酸素療法等)	2,500	250

退院時共同指導加算

* 入院先当の医師や看護師と共同で、退院後の指導を行った場合に算定します。

入院につき1回（特別管理や、厚労大臣が定める疾病の方は2回まで）	8,000	800
----------------------------------	-------	-----

特別管理指導加算

* 特別管理加算の該当者に対して退院時共同指導加算に加え算定します。

1回の退院時共同指導につき1回	2,000	200
-----------------	-------	-----

退院支援指導加算

* 退院日に訪問に行った場合に算定します。

退院日のみ	6,000	600
-------	-------	-----

長時間訪問看護加算

* 以下対象者 に対して、90 分を超える場合に算定します。

- ・ 特別訪問看護指示書の期間にある対象者（週 1 回限り）
- ・ 特別管理加算の対象者（週 1 回限り）
- ・ 15 歳未満の超重症児・準重症児又は特別な条件に当てはまる利用者（週 3 回限り）

1 日につき 1 回	5,200	520
------------	-------	-----

夜間・早朝、深夜加算

夜間（18 時～22 時）・早朝（6 時～8 時）訪問看護加算	2,100	210
深夜訪問看護加算（22 時～翌 6 時）	4,200	420

複数名訪問看護加算

* 必要に応じて、利用者や家族の同意を得て看護師等が複数名で訪問した場合に算定します。

看護師 + 看護師	週1日	同一建物内2人まで	4,500	450
		同一建物内 3人以上	4,000	400
看護師 + その他職員	週3日	同一建物内2人まで	3,000	300
		同一建物内 3人以上	2,700	270
	1日に2回	6,000	600	
	1日に3回	10,000	1000	

難病等複数回訪問看護加算

1日 2回まで	同一建物内 2人まで	4,500	450
	同一建物内 3人以上	4,000	400
1日 3回以上	同一建物内 2人まで	8,000	800
	同一建物内 3人以上	7,200	720

専門管理加算

* 必要時に、主治医からの手順書発行により特定看護師が管理・処置した場合に算定します。

月に1回限り	2,500	250
--------	-------	-----

緊急訪問看護加算

* 利用者家族の求めに応じ、在宅支援診療所の指示で緊急訪問を行った場合に算定します。

1日につき 1回	月 14 日目まで	2,650	265
	月 15 日目以降の場合は	2,000	200

訪問看護情報提供療養費

* 利用者の同意を得て、訪問看護に対する情報提供を行った場合算定します。

- ・ 必要な利用者に対し、保健所等へ（情報提供Ⅰ）
- ・ 利用者が15歳未満の小児で、保育所、幼稚園、学校等へ（情報提供Ⅱ）

各年度に1回限り。入学、入園、転校等の月は別に1回。

- ・ 利用者が入院するにあたり、医療機関等へ（情報提供Ⅲ）

1回（同月1ステーションのみ）	1,500	150
-----------------	-------	-----

在宅患者連携指導加算

* 利用者の同意を得て、主治医以外の保険医療機関（歯科や薬局等）と月2回以上、情報共有を行い、共有された情報をもとに療養上必要な指導を行った場合に算定します。

月に1回限り	3,000	300
--------	-------	-----

在宅患者緊急時等カンファレンス加算

* 状態の変化や診療方針の変更等に伴い、関係する保険医療機関等が集まり、共同で利用者や家族に対し指導を行った場合に算定します。

月に2回限り	2,000	200
--------	-------	-----

訪問看護医療情報連携加算

* 多職種でICTを活用し、実施に係る計画的管理を行った場合に算定します。

月に1回限り	1,000	100
--------	-------	-----

訪問看護医療DX情報活用加算

* オンライン資格確認により利用者の診療情報等を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

月に1回限り	50	5
--------	----	---

訪問看護遠隔診療補助料

* 主治医の指示を受け、通信機器を用いた診療の補助を行った場合に算定します。

1日につき	2,650	265
-------	-------	-----

看護・介護職員連携強化加算

* 喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合に算定します。

月に1回限り（1ステーションのみ）	2,500	250
-------------------	-------	-----

訪問看護ターミナルケア療養費

* 計画に基づき、お看取りの看護をさせて頂いた場合に算定します。

ターミナルケア療養費 1（1回限り1ステーションのみ）	25,000	2,500
ターミナルケア療養費 2（施設等でも算定している場合）	10,000	1,000

乳幼児加算

6歳未満の乳幼児 1日につき1回	厚労大臣が定める疾病	1,800	180
	上記以外	1,400	140